

議第59号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

提出者 檀原市議会議員 成谷 文彦

賛成者 檀原市議会議員 西川 正克

〃 〃 高橋 圭一

〃 〃 竹田 のぶや

〃 〃 たけだやすひこ

〃 〃 原山 大亮

〃 〃 うすい 卓也

〃 〃 松尾 高英

〃 〃 奥田 英人

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の160」に改める。

第2条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の160」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員の期末手当の減額措置を講ずるため
の改正を行うもの